

開会挨拶

高 巖（内閣府消費者委員会委員長）



それでは、消費者委員会創立 10 周年を記念しましたシンポジウムの開会に当たりまして、主催者を代表しまして、一言、挨拶をさせていただきます。

今から約 10 年前の 2009（平成 21）年、9 月、消費者庁設置とともに、内閣府に政府全体の消費者行政を監視いたします第三者機関として、私ども消費者委員会が設置されました。

20 世紀後半、日本政府は、総じて産業振興、産業保護に力を入れていたわけですが、20 世紀末から今世紀初頭にかけて、企業不祥事や製品・食品安全にかかわる問題が多発いたしましたため、当時の福田康夫首相がリーダーシップを発揮いたしまして、続く麻生内閣のもとで、国民の安全・安心を政策の中心に据えるという、いわば行政のパラダイム転換を図ることとなりました。

その中心的な役割を担う機関として、消費者庁、また、消費者庁を含む消費者行政に関わる全省庁を監視する組織として、消費者委員会が設置されました。

本日は、消費者委員会の設立以降、直接的・間接的に御貢献をいただきました方々にも、出席を賜っておりますので、これまでの取組みを少しばかり紹介させていただき、その上で、今後、消費者委員会がどのような方向に進もうとしているのか、簡単に説明させていただければと思っております。

特に本日は、次の時代を担う若い方々にも多数御参加いただいておりますので、消費者委員会がこの 6 月に発出しました「消費者法分野におけるルール形成のあり方」という「将来に向けての報告書」の大枠を紹介させて頂きたく思います。

さて、過去 10 年の取組でございますが、関係省庁に対する建議につきましては、本日まで 20 件、提言については 17 件、意見等については 81 件、設置法第 6 条第 2 項第 2 号に基づく答申は、6 件それぞれを発出いたしております。

過去 10 年間のこうした活動の積み上げがあり、消費者行政は大きく前進してきたと思っております。例えば消費者委員会は、2009 年 12 月 14 日に「地方消費者行政の充実強化に向けて」という最初の意見書を発出しております。10 年前のものでございます。

その意見書の中で、いろんな提言があるわけですが、主なものを取り上げます。

第一は、地方消費者行政強化するための財政支援のあり方を検討すること。

第二は、消費生活センター、消費生活相談窓口の整備を進めること。

第三は、相談員の処遇を改善すること。

第四は、消費者の自立を促す教育を推進するため、地方自治体、消費者団体、事業者団体の連携を深めること。こういったことを求めておりました。

10年経過した現在ですけれども、これらに関する成果を見てみますと、確かに相談員の皆様の地位処遇は、大きく改善されるとまでは言いませんけれども、消費生活センターや消費生活相談窓口の設置は、確実に進んできたと思っておりますし、また、地方自治体、消費者団体、事業者団体の連携も適格消費者団体を始めとする新たな団体、NPOなどが力をつける中で、着実に進んできたと感じております。

ただ、皆様、同様に実感しておられることかと思いますが、この10年間で私どもを取り巻く生活環境は、大きく変化してまいりました。少子高齢化、地球環境問題の深刻化、市場のデジタル化、グローバル化、こういったものが一気に進み、また、これとあわせ、地方自治体における行政サービスの縮小が避けられない状況となっております。正に消費者行政は、ここに来て、更なる変化が求められていると言っても過言ではございません。

このような問題意識を持ち、今回、冒頭紹介させていただきました「消費者法分野におけるルール形成の在り方」という報告書をまとめさせていただきました。一言で申し上げれば、これは、今後、中長期的に消費者委員会が関係省庁の取り組みを監視していく際の、また、消費者委員会自身が重要事項につき判断をする際の、よって立つべき考え方であり、方向を示した「グランドデザイン」でございます。

時間も限られておりますので、ここでは、この報告書の中で特に強調しております、4つの点だけを紹介させていただきます。

第1は、ルールの形成と執行に関し、行政と民間がそれぞれの役割を適切に担い、例えば消費者行政担当部局、警察、消費者団体、適格消費者団体、事業者団体などが相互に連携し合いながら、社会全体としてメリハリのある仕組みを構築していくこと。報告書はこれにより、より公正な社会と市場が実現されると考えております。

第2は、消費者の脆弱性を逆手にとり、悪質きわまりない事業者に対しては、やり得を許さないルールを導入し、執行すること。超高齢化社会を念頭に置けば、そうした消費者を欺く事業者に対しては、これまで以上に厳しい行政罰、刑事罰を科すことが必要としております。

第3は、新たなビジネスが登場する局面では、まず優良な事業者が志を同じくする事業者と協力し、自主ルール、共同規制などを策定し、業界の健全な発展を図ること。市場のデジタル化が進む社会にあっては、また、イノベーションが進む社会にあっては、まず自主規制から取組を始めることが大切と考えております。

最後ですけれども、事業者によるコンプライアンスや消費者志向経営が市場における競争力につながるよう、ルールのあり方や執行方法につき、もっと知恵を出し、工夫していくこと。このアプローチが機能し始めれば、大企業だけでなく、中小規模の事業者もコンプライアンスやSDGsなどに、より積極的に取り組むようになることを期待しております。

本日のシンポジウムは、3部構成となっておりますが、いずれも将来に向けて、持続可能な市民社会をどう創っていくか、どう構築していくかを考えていくものでございます。御登壇いただく先生方、専門の方々は、いずれもその分野領域で注目される高名な方ばかりでございます。

本日は、ぜひとも講演、議論に積極的に御参加いただき、一人一人が持続可能な市民社

会の構築において、どのような役割を担うことができるかを考えていただき、それぞれの答えを持って帰っていただければと思っております。

簡単ではございますが、以上をもちまして、開会の挨拶にかえさせていただきます。本日のシンポジウムをそれぞれの立場から最後まで楽しんでいってください。